

三次市教育委員会議案第 2 3 号

三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領等の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成 2 3 年 7 月 1 4 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領等の一部を改正する訓令（案）

（三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領の一部改正）

第 1 条 三次市立学校児童・生徒定期健康診断実施要領（平成 1 6 年三次市教育委員会訓令第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

本則中

「

間接撮影

」を

「

胸部エックス線検査

」に、

「 , エックス線直接撮影 」を「 , 胸部エックス線検査 」に改める。

（三次市立学校教職員定期健康診断実施要領の一部改正）

第 2 条 三次市立学校教職員定期健康診断実施要領（平成 1 6 年三次市教育委員会訓令第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

本則中

「

5 結核の有無

(1) 直接撮影

ア 次の者を除いて実施する。

(ア) 前回の指導区分がC 2以上の者及び医師が精密検査を受ける必要があると認めた者

(イ) 結核性疾患により療養・休職中の者，長期研修受講中等の者

イ アの受診時期に受診できなかった者は，当該事由がなくなった後速やかに実施する。

(2) 精密検査

次の者に対し，精密検査を実施する。

ア 検診の結果，病変の発見された者及び疑いのある者

イ 前回指導区分C 2以上の者及び医師が精密検査を受ける必要があると認める者

(3) 第二次検診

精密検査の結果，指導区分C 2以上の者及び医師が必要と認めた者に対し，(2)の精密検査終了後おおむね6箇月後に実施する。

」を

「

5 結核の有無

(1) 第一次検査

次の者を除いて胸部エックス線検査により実施する。

ア 結核性疾患により療養・休職中の者

イ 長期研修受講中等の者

なお，これらの事由により受診できなかった者は，当該事由がなくなった後速やかに実施する。

(2) 第二次検査

次の者に対し，胸部エックス線検査及び喀痰検査により実施し，必要に応じ聴診，打診その他必要な検査を行う。

ア 第一次検査の結果，病変の発見された者及びその疑いのある者

イ 結核患者及び結核発病のおそれがあると診断されている者

」に，

「，エックス線直接撮影」を「，胃部エックス線検査」に改める。

様式第3号中

「

間接撮影	撮影年月日
	フィルム番号
	所見
直接撮影	撮影年月日
	フィルム番号
	所見

」を

「

胸部エックス線検査（第1回）	撮影年月日
	画像番号
	所見
胸部エックス線検査（第2回）	撮影年月日
	画像番号
	所見

」に改める。

（三次市立学校職員健康管理システム実施要綱の一部改正）

第3条 三次市立学校職員健康管理システム実施要綱（平成20年三次市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

直接撮影	撮影年月日
	フィルム番号
	所見
間接撮影	撮影年月日
	フィルム番号
	所見

」を

「

胸部エックス線検査（第1回）	撮影年月日
	画像番号
	所見
胸部エックス線検査（第2回）	撮影年月日
	画像番号
	所見

」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 月 日から施行する。